

徳島県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和五年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名		区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
四九二号	同	美馬市穴吹町古宮字生子屋敷七 九四番二地先から 同 九四番一地先まで 七		旧	四・〇〇一七・一	七五・五
	同			新	七・九〇五〇・五	七五・五